

八幡平市ものづくり販路拡大支援事業補助金の概要

1 目的

優れた新製品、新技術を有しながらも、販路拡大に経費を投下できない企業及び新たな販路拡大を模索している企業に対し、企業が開発した新製品、新技術の販路拡大を支援するため、展示会、商談会等に出展するときに要する経費に対し、補助金を交付し、ものづくり企業の経営安定と健全な発展を図ることを目的とする。

2 補助対象者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者若しくは中小企業者が組織する団体で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 製造業に属する事業を主に行うもの
- (2) 市内に主たる事業所を有するもの
- (3) 納期の到来した市税を完納している者

3 補助額及び対象経費

(1) 対象経費

- ・出展料、小間装飾費、印刷製本費、通信運搬費、旅費、その他市長の認める経費

※平成26年度から対象経費に「旅費」を追加

(2) 補助額

- ・補助対象経費の2分の1以内
- ・限度額 25万円

4 その他

- ・新製品、新技術 ⇒ 農産物加工品（6次産業化支援）、ソフトウェア関連を含む
- ・展示会、商談会等に出展 ⇒ 一般的な小売や物販は対象外

他の詳細等につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
八幡平市 商工観光課 企業立地推進係
電話 0195-74-2111